

■郵便物について

問： 旧住所でも郵便物はどれくらいの期間届きますか。

答： 郵便局には概ね5年程度は届くと聞いておりますが、新住所が浸透し、郵便局員の方が住居表示が実施されたかどうか、わからなくなってくると届かない可能性もあるとのこと。

■車庫証明について

問： 今登録してある車庫証明については、住所変更の手続きは必要ですか。

答： 特に必要はございません。

■通知カードについて

問： 通知カードの住所変更の手続きは、マイナンバーカードを申請するまで不要ですか。

答： 通知カードの住所変更につきましては、7月19日以降にお手続きをしていただく必要がございます。

問： 通知カードは、家族の分をまとめて住所変更の手続きをすることは可能ですか。
委任状が必要な場合、委任する者が字を書けない場合はどうすればよいですか。

答： 住居番号決定通知書にお名前のある同世帯の方の分であれば、代表者の方がまとめてお手続きをすることが可能です。その際は代表者の方の身分確認書類をお持ちください。委任状は代筆で作成いただき、印を押していただいでください。

■携帯会社について

問： 携帯電話の会社へは、変更の手続きは必要ですか。

答： お手数ですが、各会社へお問い合わせください。端末からでも住所の変更をすることもできると聞いておりますので、操作方法なども含め各携帯会社にお問い合わせください。

■運転免許証について

問： 運転免許証について、住所変更の費用はかかるのですか。

答： 免許証の住所変更に関しましては、費用はかかりません。

■銀行の手続きについて

問： 銀行で手続きをする際に、必要な持ち物を教えてください。

答： 窓口でお手続きの際には、**住居番号決定通知書と通帳、届出印をお持ちください**とのことです。

問： 金融機関で手続きが必要な機関を教えてください。

答： 銀行口座については、市で確認したところでは、**八千代銀行だけが手続き不要**とのことです。その他は、**三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行と横浜銀行及びゆうちょ銀行に確認**しましたが、**手続きは必要**とのことです。

その他の金融機関に関しましては、**お手数ですが各機関にお問い合わせ**ください。

※1 契約内容によって異なる場合がありますので**詳細は各銀行にお問い合わせ**ください。

※2 JAバンクについても**原則手続きが不要**ですが、**例外的に手続きが必要な方にはJAバンクから連絡**があります。

■年金について

問： 厚生年金の受給者ですが、手続きは必要ですか。

答： **原則として届出の必要はありません。**

問： 企業年金の住所変更の手続きは必要ですか。

答： **手続きのしおりに記載されていない年金に加入している、もしくは受給されている方は、お手数ですが各機関にお問い合わせ**ください。

■本籍について

問： 結婚して、市外に住んでいる家族にいますが、戸籍は町田にあります。その場合はどうしたらよいですか。

問： 町田市内に住んでいないが、本籍は町田にある家族にいますが、そういった場合はどうなりますか。

答： どちらの場合も、**本籍が町田市内にあれば、今回本籍に関しましても変更になります**ので、**市民課から戸籍の筆頭者に対して2通ずつ「本籍変更のお知らせ」**が送付されます。

※**戸籍を分けずに市外へ住んでいる方については、別に通知されないためご注意ください。**

■車検について

問： 車検は住所変更をしなくても受けられますか。

答： **車検の申請を行う際に、一緒に住所変更のお手続きもしていただくようお願い**致します。

問： 車検の際に、自賠責保険もセットになっていることが多いですが、自賠責保険については住所変更の手続きは必要ですか。

答： 日本損害保険協会に確認致しましたところ、協会に加盟している保険会社に関しましては、自賠責保険は車体番号によって保険が適用されますので、住所変更の手続きをしなかったからといって、保険が適用されないということはないということでした。自賠責保険についても新住所に変更する場合は、車検の更新等と一緒にこちらも行ってください。協会に加盟している会社以外の保険に加入している方に関しましては、お手数ですがお問合せください。

■手続きに関する費用について

問： 手続きで費用がかかるものはあるか。

答： 車検証の住所変更に関しましては、単独で行う場合には申請書の料金が必要（自動車、126cc以上のオートバイの場合は1枚20円、軽二輪車の場合は1枚40円）となりますので、車検や売買と合わせてお手続きいただければと思います。住居表示に伴う住所変更手続きについては、基本的に無料無税となります。

■登記の手続きについて

問： 表題部については手続きの必要はないということだが、住所変更実施地域に住んでいて、住所変更がなされる地域以外に不動産を持っている場合は手続きはいらぬのですか。

答： 今回の実施地域以外に不動産をお持ちの方も、住所変更実施地域にお住まいであれば、所有者の方の住所が変更になりますので、お手続きが必要です。

問： 手続きのしおり15ページの〔重要〕と書かれている部分はどのような意味ですか。期限はいつまでですか。

答： 〔重要〕と書かれている部分につきましては、通知書に記載されている住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は別途通知書以外にも移転などの経緯を証明するための書類が必要になりますのでご注意くださいということが記載されております。変更のお手続きは、不動産の売買や相続が起こるまでにはしていただければ問題ありません。

問： 登記について、変更の手続きがいずれにしろ必要ということでもいいのでしょうか。相続が起きるまでに変更したほうがいいですか。

答： 表題部については法務局で変更されますが、所有者の方の住所変更のお手続きが必要になります。相続が起きるまでにやっていただいたほうが、相続する方が困らないよう、事前の手続きをおすすめします。

■住居番号決定通知書について

問： 通知書が不足する場合どうすればよいですか。

答： 7月19日以降、証明書を無料で発行いたします。その際には身分証明書をお持ちになって、住民登録されている方につきましては、市役所市民課又は各市民センター、各駅前連絡所、木曾山崎連絡所までお越しください。

■保険証について

問： 高齢者広域国民健康保険証については何か手続きは必要ですか。市ではなくて東京都が行っている広域の国民健康保険なのですが。

答： こちらで確認致しましたところ、「広域の国民健康保険」、「東京都」が関わっている高齢者の方の保険ということになりますと、後期高齢者医療被保険者証に該当しますが、その場合はお手続きの必要はございません。
すでに交付されているものは、有効期限まで使用できます。有効期限以降に使用するものに関しましては、新しい住所のものをお送りします。

■無料ハガキについて

問： ハガキが不足した場合、追加でもらえますか。

答： 枚数の追加に関しましては、お手数ですが郵便局にお問い合わせください。

■身体障害者手帳について

問： 身体障害者手帳を申請中ですが、何か手続きは必要ですか。南市民センターでも手続きは可能ですか。

答： 申請中ということは、現住所で申請されてると思いますので、お手数ですが受領後新住所への変更が必要となります。
南市民センターでもお手続きが可能かに関しましては、恐れ入りますが障がい福祉課までお問い合わせください。

■その他

問： 手続きのしおりに記載されている問合せ先に「市民センター」と「各市民センター」がありますが、何か違いはありますか。

答： 違いはございません。どちらの記載でも各市民センターでお手続きが可能です。

問： 7月に実施される、実施後の登記相談会で必要な判子の種類を教えてください。

答： お認印になります。